項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と」を削り、同条第二項中「第七条の六第六項」を「第七条の六第四項」に改め、「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は」を削り、「これらの規定」を「法第七条の六第一項」に改め、「当該年度の前年度までの過去三年度又は」を削り、「輸入数量は、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は」を「輸入数量は」に改め、「貿易統計に計上された月ごとの数量（当該生きている豚にあつては、当該豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を順次加算する方法により算出した数量又は」を削り、「年ごとの数量」を「年ごとの数量（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この項において「生きている豚」という。）にあつては、当該生きている豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「同条第一項第一号」を「同条第一項ただし書」に改め、「同項又は同条第二項に規定する生きている豚又は」を削り、「これらの数量」を「当該数量」に改め、「同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は」及び「、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量又は統計計上数量を」を削り、同条第三項中「第七条の六第五項」を「第七条の六第三項」に、「第七条の六第六項」を「第七条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十条の四第四項から第六項まで」を「第十条の四第三項又は第四項」に改め、「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は」及び「又はアメリカ合衆国協定」を削り、「それぞれ当該」を「当該」に改める。

第十九条の二ただし書中「環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日」を「令和四年四月一日」に改め、「十三の項まで」の下に「、三十八の項及び四十五の項」を加え、「（明治四十三年法律第五十四号）」を削り、「関税定率法別表（以下「関税率表」という。）」を「関税率表」に改め、「以下この条並びに」及び「し、欧州連合協定の効力発生の日の属する年度（以下「欧州連合協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の三十八の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものとし、アメリカ合衆国協定の効力発生の日の属する年度（以下「アメリカ合衆国協定発効年度」という。）の初日から起算して三年を経過した日以後においては、同表の四十五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものと」を削る。

第十九条の三の表中「アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日」を「令和五年四月一日」に改める。

第十九条の四第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項」を「令和十年度から令和十四年度までの各年度において、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉について、法第七条の八第一項に規定する輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、同項」に改め、同条第三項中「第三号」の下に「並びに前項第四号」を加え、「、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「欧州連合協定発効年度」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と」及び「、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは「十四年」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と」を削る。

第十九条の八第二項第二号イ中「オーストラリア協定の効力発生の日（以下この号において「オーストラリア協定発効日」という。）の属する年度（以下この号において「オーストラリア協定発効年度」という。）」を「平成二十六年度」に、「オーストラリア協定発効年度に」を「平成二十七年一月十五日」に改め、同号ロ中「オーストラリア協定発効年度」を「平成二十六年度」に、「オーストラリア協定発効日」を「平成二十七年一月十五日」に改め、同条第四項中「又はアメリカ合衆国協定」、「それぞれ」及び「、四十五の項及び四十六の項」を削る。

第十九条の十第三項中「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉については、環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間は」を「令和十年度から令和十四年度までの各年度において」に改め、同条第四項を削る。

別表第一の四の項中「環太平洋包括的及び先進的協定がオーストラリアについて効力を生ずる日（十四の項において「オーストラリア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の五の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がカナダについて効力を生ずる日（以下この表において「カナダ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の六の項中「環太平洋包括的及び先進的協定がシンガポールについて効力を生ずる日（十六の項において「シンガポール発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の八の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がニュージーランドについて効力を生ずる日（十八の項、二十八の項及び三十五の項において「ニュージーランド発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の十の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がベトナムについて効力を生ずる日（二十の項及び三十一の項において「ベトナム発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の十三の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がメキシコについて効力を生ずる日（二十三の項において「メキシコ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の十四の項中「（オーストラリア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の十五の項中「（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の十六の項中「（シンガポール発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の十八の項中「（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の二十の項中「（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の二十三の項中「（メキシコ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の二十七の項中「（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の二十八の項中「（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十一の項中「（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十三の項中「（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十五の項中「（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十六の項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日」を「令和四年四月一日」に改め、同表の四十三の項中「欧州連合協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日」を「令和四年四月一日」に改め、同表の五十の項中「アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して三年を経過した日」を「令和四年四月一日」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第六条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に、「四六、二〇〇トン」を「四八、一〇〇トン」に改める。